第1編　総　　論

序　章　計画の策定に当たって

1 計画見直しの趣旨

我が国では、人口減社会に突入する一方で高齢化が進展し、本市においても高齢者人口および高齢化率は伸び続けている。

介護保険制度が導入された平成 12 年（2000 年）と平成 22 年（2010 年）を比較してみると、高齢者人口は約 32,600 人から約 50,500 人に、高齢化率は 15.3%から 22.4%へと急速に増加している。

加えて、核家族化が進行し、高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦のみ世帯等の増加により、高齢者を支える家庭内介護基盤の脆弱化が懸念され、高齢期を迎えた場合にどのように在宅で住み続けるかが大きな課題となっている。

我が国においては、高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援サービス、⑤住まいの５つを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム*」の実現に向けた取り組みを目指すこととしている。

地域包括ケアシステムのイメージ

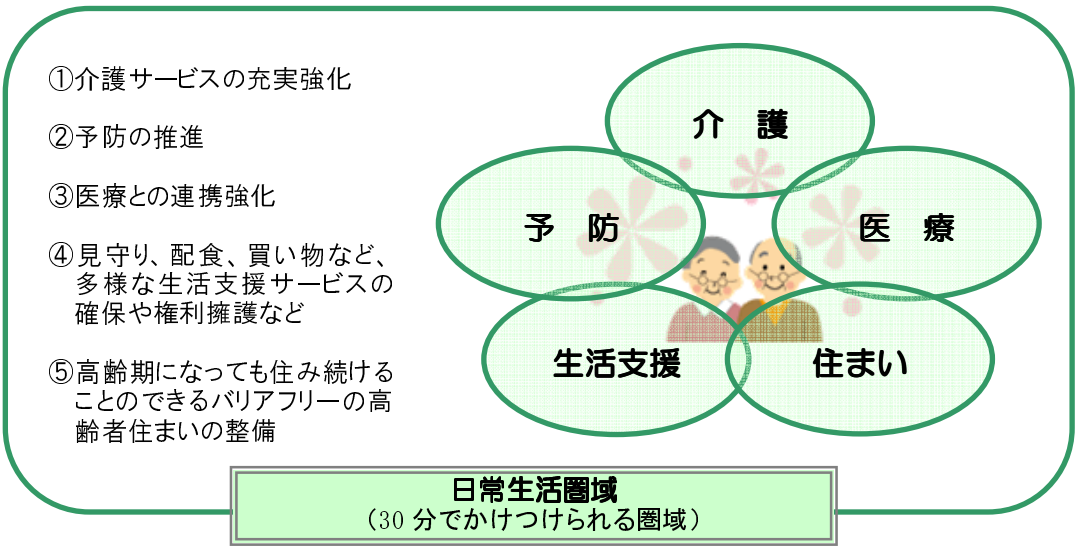

一方、本市においても、「できる限り住み慣れた地域社会の中で、本人の生活能力に合わせた自立生活が送れる」よう高齢者を支える地域ネットワークづくり（地域ケア体制*の確立）をはじめ、高齢者の地域生活を支援する多様な施策を展開してきたところである。

本計画は、これまで本市が進めてきた介護保険制度や高齢者福祉の施策を継続的に取り組むとともに、本市の地域課題・地域資源・高齢化の進展などの実情を踏まえ、「高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられる」生活支援体制の構築に向けて、さらなる施策の推進を図ることを目的とするものである。

2 計画の位置づけと期間

本市では、市民一人ひとりが健康で、その持てる力を活用して、自己実現と社会への貢献ができ、年を重ね高齢となっても、できるだけ要援護状態とならないよう予防的な施策に努め、また、介護を必要とする状態となっても、人としての尊厳を保ち、できる限り住み慣れた地域社会の中で、本人の生活能力に合わせた自立生活が送れるよう、「宝塚市高齢者福祉計画・第４期宝塚市介護保険事業計画（ゴールドプラン 21 宝塚）」に基づき施策を実施してきた。

平成 23 年度（2011 年度）は、本計画の見直しの時期にあり、本市の高齢者に関する施策を総合的・計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、高齢化が本格化する平成 27 年度（2015 年度）以降における地域包括ケアシステムの構築に向けた、平成 24 年度（2012 年度）から 26 年度（2014 年度）までの「宝塚市高齢者福祉計画・第５期宝塚市介護保険事業計画（ゴールドプラン 21 宝塚）」を策定するものである。

本計画は、本市の総合的な計画である「第５次宝塚市総合計画」（計画期間：平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度））の高齢者健康・福祉に関わる分野別計画として位置づけられるとともに、「宝塚市地域福祉計画」をはじめ関連計画との整合性を確保し策定した。

なお、本計画は、第３期、第４期計画の延長線上に位置付けられ、平成 24 年度（2012 年度）から 26 年度（2014 年度）の３年間を計画期間として、第３期計画策定時に定めた平成 26 年度（2014 年度）までの目標を達成する仕上げの計画となるものである。

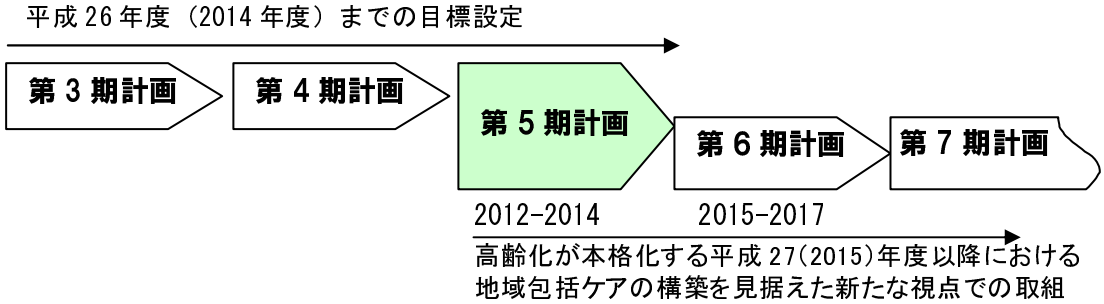

3 計画の策定体制

（1）計画策定体制

本計画の策定にあたっては、幅広く意見を求めるため、学識経験者、市議会議員、保健・医療・福祉関係者、市民代表者（被保険者*代表）等で構成される「宝塚市介護保険運営協議会*」及び「介護保険専門委員会」を設置し、検討・協議を行った。

（2）実態調査の実施

計画策定の基礎となる高齢者等の生活の様子やニーズ*を把握するため、下記の３種類のアンケート調査を実施した。

アンケート調査の概要

調査名	概　　要	有効回答率
ア．在宅要援護者*需要調査	平成 23 年 1 月の介護サービス利用者(施設サービス利用者を除く)から、620 人を無作為に抽出。郵送により調査票を配布・回収。	58.2%
イ．一般高齢者調査	平成 23 年 6 月 1 日現在、65 歳以上の人(要介護認定者を除く)から 1,240 人を調査対象として無作為に抽出。郵送により調査票を配布・回収。	62.3%
ウ．日常生活圏域*ニーズ調査	平成 23 年 6 月 1 日現在、65 歳以上の人（要介護 3～5 の人を除く）から、宝塚市内の日常生活圏域(7 圏域)毎に 620 人を調査対象として無作為に抽出（第 7 ブロックのみ 543 人)。郵送により調査票を配布・回収。	68.1%

※ア、イ、ウとも発送日は平成 23 年 6 月 3 日、回収締切日は 6 月 30 日。

（3）パブリックコメント*

本計画について広く市民の意見を聴取するため、平成 23 年（2011 年）11 月 21 日（月）から 12 月 20 日（火）まで、計画（素案）について市ホームページへ掲載し、意見等を募集した。